

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第23号）

国家公安委員会から石川県警へ回付された文書の処理結果を記した  
文書不存在事案

（諮問第24号）

1 不存在とした対象文書

審査請求人が国家公安委員会へ送付した文書が石川県警へ回付され、その文書の処理結果を記した文書

2 諮問機関（担当課）

石川県公安委員会

3 実施機関の担当課

警察本部警務部総務課公安委員会事務担当室

4 異議申立て等の経緯

- （1）平成22年 9月15日 開示請求
- （2）平成22年 9月29日 不存在決定
- （3）平成22年10月 7日 異議申し立て
- （4）平成22年10月29日 諮問
- （5）平成23年 4月22日 答申

5 諮問に係る審査会の判断結果

（1）結論

石川県警察本部長が、本件審査請求の対象となった保有個人情報につき不存在とした決定は、妥当である。

（2）判断要旨

①回付文書の性格等について

審査請求人が国家公安委員会あてに送付したと主張しているメールは、

ア 送信メールの様式が「警察庁のご意見箱」の記入様式に酷似している。

イ 前記送信メールに対する返信メールの発信元は、警察庁広報室となっており、文頭には、「警察庁ホームページにアクセスいただきありがとうございます。」と記載され、文中には「本メールにつきましては、石川県警察本部に回付いたしました。」と記載されている。

ウ その他の送受信記録をみると、審査請求人と警察庁広報室との間で行われたメールの交信である。

以上のことから、審査請求人が国家公安委員会あてに送付したと主張しているメールは、国家公安委員会ではなく、警察庁へ送信されていると推認せざるを得

ない。

したがって、実施機関が回付文書を取得していないと述べていることは、特段不自然ではない。

## ②本件開示請求文書に関する保有個人情報の不存決定の当否について

上記①で述べたように、本件開示請求文書の前提となる回付文書の存在を認めることができない以上、本件開示請求文書の存在についても認めることはできない。

さらに、実施機関は、審査請求人が国家公安委員会あてに送付したと主張する同じ内容の文書については、警察庁から参考として実施機関に回付されているが、その文書の内容については、行政不服審査法の手続に関するものであり、既に審査請求人からの問い合わせで答えている内容であることから、改めて対応していないと述べている。また、審査請求人は、送信メールに対する警察庁からの返信メールで、実施機関に問い合わせるよう教示されているが、実施機関では問い合わせはないと述べている。

したがって、実施機関が本件開示請求文書を作成していないとして当該保有個人情報の不存決定を行ったことは、特段不自然、不合理ではない。

## 5 審議経過

審査回数 2回

答申第23号

# 答 申 書

平成23年4月

石川県個人情報保護審査会

## 第1 審査会の結論

石川県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった保有個人情報につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。)の規定により、平成22年9月15日に保有個人情報の開示請求を行った。

同年9月17日に条例第13条第4項に基づき、補正が行われ、次のとおり開示請求の内容が特定された。

「審査請求人が国家公安委員会へ送付した文書が石川県警へ回付され、その文書(以下「回付文書」という。)の処理結果を記した文書」(以下「本件開示請求文書」という。)に関する保有個人情報

- 2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年9月29日に、本件開示請求について保有個人情報不存在決定(以下「本件処分」という。)を行い、理由を付して審査請求人に通知した。

(不存在理由)

当該文書は取得も、作成もしていないため

- 3 審査請求

審査請求人は、平成22年10月7日に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、本件処分を不服として石川県公安委員会(以下「諮問機関」という。)に対し、審査請求(以下「本件申立て」という。)を行った。

- 4 諮問

諮問機関は、平成22年10月29日に条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件申立てについて諮問を行った。

## 第3 審査請求の趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分を不服とするものである。

## 第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、国家公安委員会から回付された相談について速やかに処理せよ。
- 2 諮問機関は、国家公安委員会からの書類について、誰が請求者の相談を隠滅し、対応を行わせなかったのか組織的な隠滅工作について説明せよ。

## 第5 諮問機関の主張要旨

諮問機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人が国家公安委員会へ送付した文書はメールであるが、当該文書は、国家公安委員会からではなく、警察庁から参考として実施機関へファックスで回付されている。
- 2 当該文書の内容については、既に審査請求人から実施機関に対して問い合わせがあり、これに対して説明済みのものであることが判明したため、更なる対応は行っていない。
- 3 したがって、請求に係る保有個人情報（公文書）が存在しないことは明白である。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。

当審査会は、この理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 具体的な判断及びその理由

#### (1) 回付文書の性格等について

審査請求人は、審査請求書に甲第1号証を添付し、国家公安委員会へ送付した文書が実施機関へ回付されているはずと主張している。

そこで、当審査会において甲第1号証を見分し、確認した内容は次のとおりである。

- ①甲第1号証は、メールの送受信の記録である。
- ②「石川県警の対応についての相談」に係るメール送信の様式は、「警察庁のご意見箱」の記入様式に酷似している。

なお、審査請求人に確認したところ、当該メールは国家公安委員会のホームページから送信したものであると述べている。

そこで、国家公安委員会のホームページを見分したところ、同委員会あての「ご意見・ご要望」欄のほかに「警察庁のご意見箱」等へリンクする欄が設けられていた。

③上記送信メールに対する返信メールの発信元は、警察庁広報室となっており、文頭には、「警察庁ホームページにアクセスいただきありがとうございます。」と記載され、文中には「本メールにつきましては、石川県警察本部に回付いたしました。」と記載されている。

なお、実施機関に確認したところ、審査請求人が国家公安委員会へ送付したとする同じ内容の文書が警察庁から実施機関に送付されていた。

また、実施機関が、国家公安委員会あてに送付された文書が警察庁を經由して実施機関に回付されることは考えられないと述べていることは、特段不自然、不合理とはいえない。

④その他の送受信記録をみると、審査請求人と警察庁広報室との間で行われたメールの交信である。

以上のことから、審査請求人が国家公安委員会あてに送付したと主張しているメールは、国家公安委員会ではなく、警察庁へ送信されていると推認せざるを得ない。

したがって、実施機関が回付文書を取得していないと述べていることは、特段不自然ではない。

## (2) 本件開示請求文書に関する保有個人情報の不存決定の当否について

上記(1)で述べたように、本件開示請求文書の前提となる回付文書の存在を認めることができない以上、本件開示請求文書の存在についても認めることはできない。

しかしながら、審査請求人が主張する回付文書と同じ内容の文書が警察庁から実施機関に送付されていること、また、実施機関が不存理由において、当該文書を作成していないと述べていることから、警察庁から実施機関に送付されている文書を当該回付文書に相応するものとして、本件開示請求文書及び当該保有個人情報の不存決定の当否について検討する。

実施機関は、審査請求人が国家公安委員会あてに送付したと主張する文書については、国家公安委員会ではなく警察庁から参考として送付されており、その文書の内容については、既に審査請求人から問い合わせがあり、説明済みであることから、改めて対応していないと述べている。

実施機関に改めて確認したところ、審査請求人の「石川県警の対応についての相談」メールが送信される以前に、審査請求人から実施機関の相談室に電話で問い合わせがあり、担当職員がこれに応じて説明していることを聴取できた。なお、実施機関は、問い合わせ内容については行政不服審査法の制度に関する通例のものであったことから、公文書については作成していないと述べている。

また、審査請求人が提出した甲第1号証をみると、警察庁広報室から審査請求人あての返信メールに「お申し出の件につきましては、改めて石川県警察本部にお問い合わせいただきますようお願いいたします。」と記載されているが、実施機関に確認したところ、当該メールの配信日から当該開示請求の時点までに、審査請求人からの問い合わせはないとのことであった。

したがって、実施機関が本件開示請求文書を作成していないとして当該保有個人情報

報の不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理ではない。

(3) 審査請求人のその他の主張等について

審査請求人は、審査請求書において、実施機関及び諮問機関の不作為について述べているが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は、実施機関の理由説明書に対する意見書を提出せず、条例第44条に基づく口頭による陳述を求めたため、当審査会では石川県個人情報保護審査会運営要領第5条の規定に基づく書面による申出について教示したが、期日までに意見陳述申出書は提出されなかった。

以上のことから、本件処分は相当である。

第7 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第8 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別 表)

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年10月29日	諮問（諮問第24号）を受けた。
平成22年11月25日	諮問機関（石川県公安委員会）から理由説明書を受理した。
平成23年2月14日 （第19回審査会）	事案の審議を行った。
平成23年3月25日 （第20回審査会）	事案の審議を行った。